

後付する専断費の二十六日午前十一時頃迄に於てある。  
且大蔵省の要請を應じてある職員委員等も今後一律増率償還の  
期に丁被致すべく外資の會社中より應じ得るの當果眼車の際  
會社購買金庫は附合會の介入を悉く本庫の計合を以てされ  
く外資の専断會社を備ふるに至る。

是の如く難事を要する爲めに陣線を行再整理等を請願すべ  
しとの贊同し得る際門中の役員等が全額は附合會の實土間  
米際を懸念し二十四日展工全員の購取を求むる爲に工全員  
等を待置し其のよある取置委員購買會社の整理よりして交遊  
會社購買金庫は二十一且首補償會社を聞き機策を懸念し本庫の計  
算案をへく申合せあり。

土十日間の回答待望を希望しある職員委員も之を請うし一應  
後日更自字を前問購答を求むるも再整理本庫の計合の關係

法人 附合會 附出 出張所

法人 附合會 附出 出張所

十 三 解 決 條 件

- 1、日給一割五分増額
- 2、皆勤手當は研究の上實施す
- 3、四大節は公休とし日給金額支給
- 4、昇給は一箇月の収入五拾圓迄昇給率を増加す
- 5、賞與は社會情勢に順應し考慮す
- 6、残業は時間を増す毎に率を増加す
- 7、公務缺勤の日給は金額を支給す
- 8、公傷の場合は健康保険と本給との差額を負擔す